

会 議 名	平成25年度第1回 板橋区男女平等参画苦情処理委員会
開 催 日 時	平成25年12月6日(金) 午前10時00分から午前11時10分まで
開 催 場 所	板橋区役所本庁舎11階 第2委員会室
出 席 者	8人 [委員] 大澤鷹邇委員、小林ゆか委員、安藤建治委員 [区側出席者] 坂本区長 [事務局] 渡邊政策経営部長、飯嶋男女社会参画課長、北村男女平等推進係長、牧野
会議の公開(傍聴)	<input checked="" type="checkbox"/> 公開(傍聴できる) <input type="checkbox"/> 部分公開(部分傍聴できる) <input type="checkbox"/> 非公開(傍聴できない)
傍 聴 者 数	0人
議 題	(1) 委 嘱 (2) 区長挨拶 (3) 委員紹介 (4) 代表委員選出 (5) その他(資料説明及び質疑応答)
配 付 資 料	(資料1) 男女平等参画苦情処理委員会委員名簿 (資料2) 男女平等参画基本条例及び同施行規則 (資料3) 男女平等参画苦情処理委員会申立処理フロー (資料4) 苦情処理状況および相談件数の推移 【参考資料】 ・男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン ・板橋区配偶者暴力防止基本計画 ・苦情処理ガイドブック ・「ひとりひとりが幸せな社会のために」
審 議 状 況	1 委嘱状の交付 事務局が委員氏名を読み上げ、区長から委嘱状が交付された。 2 区長挨拶 区長が委員委嘱に当たっての挨拶をした。 3 委員紹介 事務局が委員名簿を読み上げた後、各委員が自己紹介を行った。 4 代表委員選出 委員の互選により、安藤建治委員が代表委員に定められた。 5 その他 (1) 資料説明 配付資料をもとに、次の事項について説明をした。 ア 板橋区男女平等参画苦情処理委員会に申立てできる事項 及び板橋区男女平等参画苦情処理委員会に申立てできない事項 イ 板橋区男女平等参画苦情処理委員会の申立ての処理手順 ウ 苦情処理実績及び男女平等推進センターへの相談件数の推移

	<p>(2) 主な質疑応答</p> <p>質問：近年、男女平等推進センターへの相談件数が増加した理由は何か？</p> <p>回答：平成 23 年度から配偶者暴力相談支援センターを設置した。様々な形態で広報活動を広く実施したことにより、相談ができる場として周知されたことが理由であると捉えている。</p> <p>質問：申立てできる事項として挙げられている「男女平等参画社会の形成を阻害すると認められる事項」とは、区の実施する施策に限らないと捉えてよいか？</p> <p>回答：そのとおりである。</p> <p>質問：苦情申立て実績は非常に少ないが、喜ばしいことである反面、苦情処理申立てに関する周知が足りないとも考えられるのではないか？</p> <p>回答：区民窓口にてリーフレットを配布するなど、周知方法を工夫したい。</p> <p>質問：男女平等参画苦情処理委員会への申立ては、いわば事後の救済制度であるが、例えば、DV被害者に対する他所管課の対応などにおいて、各所管課が適切な対応をできるようにするなど、未然に防ぐ方策を男女社会参画課では実施しているか？</p> <p>回答：関係部署との連絡会を実施したり、また、マニュアルを作成して配付するなど、他所管課においても適切な対応ができるような周知を実施している。</p> <p>質問：他の自治体の苦情処理に関する状況について、連絡会などにより把握しているか？</p> <p>回答：23 区では男女平等に関する所管課長会があり、意見交換などが行われている。苦情処理委員会の設置状況は自治体により異なるが、近隣区では当区と同様、申立て実績は多くはないようである。</p>
所 管 課	政策経営部 男女社会参画課 男女平等推進係 (電話 3 5 7 9 - 2 4 8 6)